納期限までに!

うっかりも

ゼロ! 滞納

いつも忘れず 納めよう!

掲示板



滞納債権対策課 滞納対策係 **☎**65-0681 **☎**63-4574

●納めたつもりで うっかりと忘れていませんか?

口座振替の方は、事前に口座の残金を確認してください。納付書払いの 方は、各税目の納期月を確認いただき、毎月中旬に送付する納付書で忘れず 納めてください。

また、翌月に督促手数料100円を加算し、督促状を送付しています。督促 状を送付しても納付がない場合は、差押予告を記した催告書を年3回(4 月、8月、12月)送付しています。

《インターネット公売のお知らせ》

公売物品の下見会も10月2日(火) 13から16時、水口庁舎3階第3

※インターネット公売に参加される方は、公売参加申込が必要となり

※電話・FAXによる公売への参加はできませんのでご了承ください。

自動車では後部座席にもシ

\\'\'

▲公売物品の一例

納期限を過ぎても納付がない場合は、延滞金を加算されることになりま す。延滞金は1か月を経過するまでは年4.3%、その後は年14.6%に もなります。

市では、Yahoo!JAPANが提供するインターネット公売システムを 利用して、市税の滞納により差し押さえた財産の公売を実施します。

委員会室で実施しますので、ご参加ください。

ます。詳しくは、甲賀市ホームページをご覧ください。

団体等

■ウィンカーのタイミング

守れていますか?

交通事故ゼ

U

道

んか。 差点に差しかかってからウィンカー して戸惑ったことはありませ も出さずに曲がったり

を表示するためです。 は、周囲の車などに対 おそれがあります。 に出すよう規定されていますが、これ などを巻き込むような事故につながる ル手前、また進路変更時には、3秒前 ンカ は、右左折時には30 して自分の意思

着用.

突き破って車外へ放り出されるくら

じ方向に曲がる対向車に先を譲りたく 転につながります。 を意識すれば周囲に気配りができる運 ないとかという思いよりも、 余裕をもってウィンカ 先を急ぐとか、同 絶対大丈夫ということはありません 運転者にとって大切な人に違いあり なるかはおおよそ想像がつきます。 の力がかかるため、どのような事態に 助手席や後部座席に同乗する人は、

いくら運転に自信があって

ŧ

人を守るためにもシ

席と助手席の着用が義務付けられ 当然のことを ところが、昨年の県下シ 、昨年の県下シートベニンないことになっていまい年から全座席で着用し 人が犠牲になること 後も交通事

受けます。 は37%と極端に低くなって 物から落ちるのと同じくらいの衝撃を などに衝突した場合は、5階建ての建 は、衝突時です。 で85・5%となっている一 着用率は、運転席で してい 後部座席でシ なければ、フロント部分を トが効果を発揮するの 例えば、時速60 方、後部座席 います。 トベル %、助手席 km で 壁

図を出さない車をよく見かけます。

特に交差点では、曲がる直前まで合

し、内側を走る原付バ

イクや自転車

「甲賀スランド」認定制度スタート

認定商品等を募集

市内の資源を活用した観光にかかわる地 域産品などを甲賀ブランドとして認定し、 広く国内外に発信することで、甲賀市の知

名度やイメージを高めることを目的に、「甲賀ブランド認定制度」を開始します。 そこで、「甲賀ブランド」に認定する商品等を次のとおり募集します。

認定された商品等については、「甲賀ブランド」として各種広報媒体やメディア などを通して P R していきます。

■募集締切(第1回)

10月10日(水)まで

■認定の対象[®]

一次産品、加工品及び郷土料理、工芸 品、有形·無形·民族文化財、記念物、植 物及び地質鉱物、自然及び景観、伝統的 建造物

■申請要件

原則として市内に住所を有している 事業者

■認定審査

「甲賀ブランド」に認定します。

観光戦略推進室へ郵送またはご持参く ださい。

※認定の対象、認定基準等、詳細は観光戦略 推進室で配布する募集案内をご覧くださ い。協議会及び市ホームページからもダ ウンロードできます。

た補助事業を設けま

地域での再生可能エネルギ

導入に向け

を地域で活用していただくことを目的に

市でも、再生可能エネルギ

貸して設置したり、農業用水を利用した小規模水力発電を設置したり

それらの利用方法の例として、

太陽光発電パネル

を地域住民で共同出

石油・石炭などの限りある化石燃料に対し、

、地熱など資源が枯渇しないエネルギ

を再生可能工

ネルギ

太陽光や太陽熱、

水力、 と呼び

近年、再生可能エネルギ

の利用が注目されています。

て、地域で利用する取り組みが全国各地で行われています

応募された商品等は、「甲賀ブランド 認定審査会」の審査を経て、協議会が

■応募方法

所定の様式に必要事項を記入の上、

観光戦略推進室(甲賀ブランド推進協議会事務局)

★ロゴマーク決まる★

甲賀ブランド推進協議会で募集を した[甲賀ブランド]のロゴマークが このほど決定しました。

7月1日から8月10日までの募集 期間中に、国内外から520点の作品が 寄せられ、協議会会員による審査の結 果、甲賀市信楽町の松田晃余さんの作 品がロゴマークとして採用されるこ とになりました。

このロゴマー クは、甲賀ブラ 貼付される予定



甲賀ブランドロゴマーク

【作品の趣旨】 甲賀市の観光資源 である忍者、信楽(タヌキ)、宿場の 町屋に見られる格子戸をイメージ したデザインで、色はお茶の産地 (土山、朝宮)の新茶色(黄緑色)で す。「甲賀ブランドに認定!」と判子 をポンと商品に押したイメージで す。(松田さん)

☎65-0708 **☎**63-4087

の地域利用

を考える住民研修会等の開催 再生可能エネルギ

開催するなどの経費を補助する や地域導入を目的に、研修会等を 再生可能エネルギ の地域利用

/10 (15万円以内)

生活環境課

市内の営利を目的としない地域

692

平成24年9月15日

付要綱は市のホ 合わせください。 ついては、生活環境課までお問い も入手いただけます なお、補助金交 -ジから

補助金は予算の となります。 範囲内での

事業の詳細や補助金交付要綱に 交付

甲賀市再生可能エネルギー地域導入促進事業補助

何けた検証 可能エネ や研修等に補助

13 | 503 3 2012.9.15

平成24年9月15日